

倫理委員会規程

(総則)

第1条 倫理委員会（以下、委員会という）は、本会定款に定められた本会目的を達成するため、協議会とは独立に設置する。本委員会の運営については、日本分析化学会委員会規程によるほか、この規程の定めるところによる。

(目的)

第2条 委員会は、本会の目的と会員倫理・行動規範に則り、本会の名誉と分析科学の尊厳を守るために、会長に適切な対応を提言することを目的とする。

(委員の構成)

第3条 委員会は、委員長1名、理事を含む委員若干名で構成する。また、対応する事項毎に知見豊かな専門家を顧問として加えることができる。

- ② 委員長、委員、顧問は理事会の議を経て会長が委嘱する。
- ③ 委員長、委員の任期は2年とする。なお、重任を妨げない。（但し、理事の委員は理事任期期間内とする）顧問は、当該事項への対応終了までとする。

(委員会)

第4条 委員会は委員長が招集する。

- ② 委員会は特定の事項を調査、協議、実行するため、臨時の小委員会を設けることができる。

(活動の内容)

第5条 委員会は第2条の目的を達成するため以下の活動を行う。

- 1) 本会会員倫理・行動規範の周知・遵守へ向けた提言と勧告を行う。
- 2) 会員倫理・行動規範に反する、また、本会定款第19条の(2)および(3)に抵触する事項により会長から諮問があった場合、関係者に対して適切な処理を決定し、会長に勧告する。必要な場合には予防策を提言する。

(守秘の義務)

第6条 委員会および小委員会の委員は、審議内容を如何なる時期においても漏洩してはならない。

(規程の改正)

第7条 本規程の改正は、企画運営会議の議を経て理事会の承認を経て行う。

付則 2008年9月26日制定。